

気候関連情報・サステナビリティ情報開示に関するグローバル動向

IFRS財団：IFRSサステナビリティ基準の策定

- 2021年11月にISSB設置とプロトタイプ公表
- 2022年3月末に公開草案の公表
- 2022年中に第1弾(全般要求事項+気候開示基準)の策定完了
- 気候以外のテーマについては、順次検討開始(アジェンダ・コンサルテーション実施予定)

グローバル基準設定と
各法域における制度化・基準設定が並行して進展

欧州(EU)：CSRD(企業サステナビリティ報告指令)を提案

- サステナブル・ファイナンス推進の観点から、非財務情報開示について制度整備
- EFRAGから欧州版サステナビリティ基準の提案
- 欧州理事会と欧州議会の暫定合意(2022年6月)→域外企業への影響、第三者保証(認定された監査人・保証提供者)

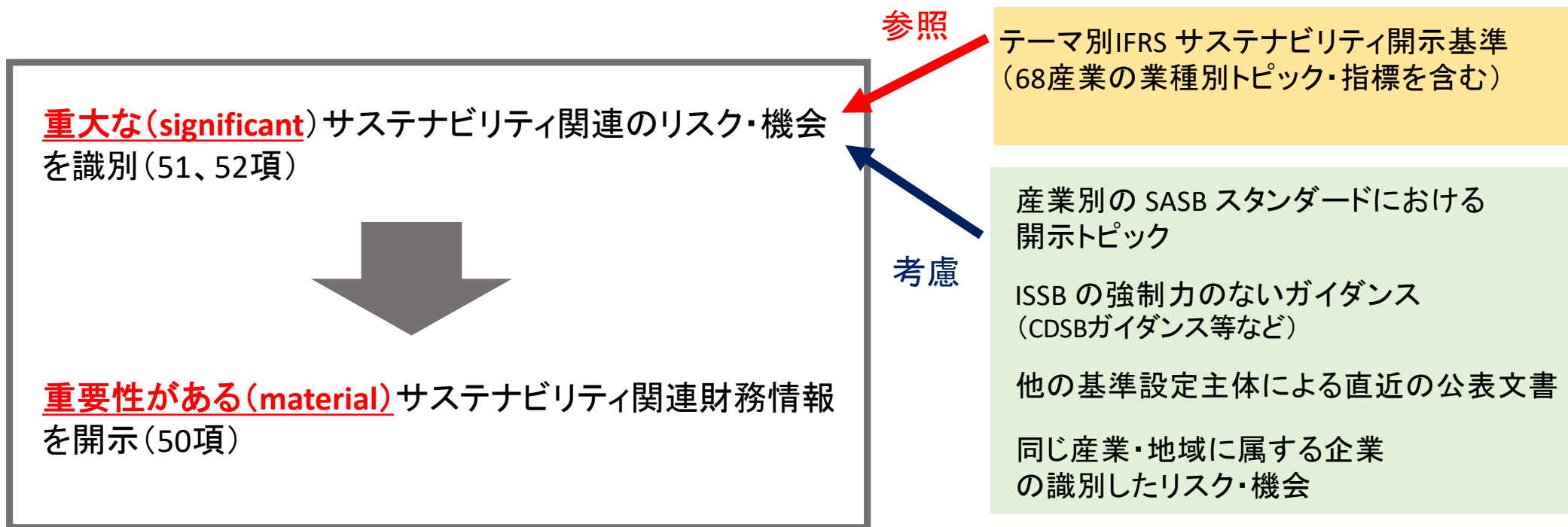
米国：SECが気候関連開示の高度化と基準化を提案

- SEC提出書類における気候関連情報(ガバナンス、リスク、財務的影響、GHG排出量情報等)の開示を要請
- 温室効果ガス情報について独立した証明(Attestation)を要請

日本：制度議論、国内基準整備に向けて進展

- 2021年コーポレートガバナンス・コード改正によりサステナビリティ情報の開示要請。プライム市場上場企業には、TCFD提言等にもとづく気候開示を要請
- FASF(財務会計基準機構)にSSBJ(サステナビリティ基準委員会)を設置
- 金融庁において、有価証券報告書におけるサステナビリティ開示に関する要請追加

開示情報の決定に関するアプローチ(重要性)



重要性評価のクライテリア: 情報利用者の意思決定に影響を及ぼす可能性

財務報告と結合性を担保した気候開示

